

納付月と
金額を指定して
納付する方

提出用の書類です

加入者月別掛金額登録・変更届

！
ご記入時の
注意点

- 太枠内の該当項目をすべてご記入ください。
- 訂正する場合は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。

加入者月別掛金額登録・変更届についての留意点

- この届出書は、加入申出書の掛金額区分で「納付月と金額を指定して納付」（月ごとに掛金額を設定）を選択した方が、各月の金額を記入していただく書類です。
- 加入申出書の掛金額区分で、「毎月定額で納付」を選択された方は、提出の必要はありません。

個人型年金加入申出書

預金種別	☒ 普通 ₁	☒ 当座 ₂	口座番号(右詰め)	
5.掛金額区分				
掛金を下記の毎月定額で納付します。 ☐ どちらかを選択してください ☒ 納付月と金額を指定して納付します。				
毎月の掛金額		千	0	0
別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)」を添付してください。				

これらの金額欄に記入しないでください。

加入者月別掛金額登録・変更届についての記入要領

- 1 申出者
 - 氏 名 : 必ず自署してください。フリガナも必ずご記入ください。
 - 基 礎 年 金 番 号 : 「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」に記載されている基礎年金番号をご記入ください。
 - 被保険者の種別 : 該当する□に ☒ をご記入ください。
- 2 当年の掛金額の指定
 - 掛金拠出を開始する月(引落月)が属する年をご記入ください。
 - <例> 4月に新規加入を申し出る場合、5月26日引落以降の掛金額欄に記入します。
 - 初回の掛金引落月以降の欄に、月別の掛金額を指定します。
 - 【下限】 毎月拠出する場合は、1カ月の最低掛金額は5,000円です。数カ月分をまとめて納付する場合は、「5,000円×まとめて納付する月数」が最低掛金額となります。
 - 【上限】 「1カ月あたりの拠出限度額」と「繰り越された未使用分」の合計額となります。年内であれば、毎月の拠出限度額に満たなかった掛金額の差額を繰り越すことができ、毎月の拠出限度額に増額することが可能です。ただし、12月26日引落(11月分)後の翌年に繰り越すことはできません。
 - 初回の掛金引落月以前の欄は空白のままとしてください。
 - 新規加入を申し出た月の翌月26日引落の掛金額は0をご記入ください。
 - 12月26日引落(11月分)は0は指定できません。
 - 掛金は経過した月の分のみ納付可能となるため、前納することはできません。
 - 掛金の引き落としができなかった場合は、掛金は未納となります。
 - 納付しない月は0をご記入ください。
- 3 翌年以降の掛金額の指定
 - 「2.当年の掛金額の指定」で記入した翌年をご記入ください。
 - 掛金額の記入要領については、「2.当年の掛金額の指定」をご参照ください。
 - * 必ず「1月26日引落(前年12月分)」から、すべての月にご記入ください。

4月に新規加入を
申し出た場合の
第2号被保険者
(企業年金のない会社員)
の記入例
1カ月あたりの
拠出限度額
23,000円
(年額 276,000円)

国民年金基金連合会 宛		事務処理センター用 表	
加入者月別掛金額登録・変更届			
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。 ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 ●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 ●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。			
●選択項目の□にはし点をご記入ください。			
1. 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。			
フリガナ	ネン キン イチ ロウ	基礎年金番号	1 1 2 2 - 3 3 4 4 5 5
氏 名	年 金 一 郎	生年月日	☒ 昭和 ₅ ☐ 平成 ₇ 4 9 1 0 0 6
被保険者の種別 ☒ 第1号被保険者 ☒ 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)のいずれにも加入していない方(00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の方) ☐ 第3号被保険者			
(※1) 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度			
●企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。 ●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。 ●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。 ●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。 ●例えは、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分まで納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回10月分以降の掛金は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。 ●ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加			
「納付済」欄について ●既に納付済みの月については、過帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。 ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。			
「掛金額」欄について ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。 ●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。			
2. 当年の掛金額の指定			
当年【令和 7 年】			
引落日	納付済	掛金額	
1月26日引落(前年12月分)		円	円
2月26日引落(1月分)		円	円
3月26日引落(2月分)		円	円
4月26日引落(3月分)		円	円
5月26日引落(4月分)		円	0 円
6月26日引落(5月分)		円	40,000 円
7月26日引落(6月分)		円	0 円
8月26日引落(7月分)		円	0 円
9月26日引落(8月分)		円	0 円
10月26日引落(9月分)		円	0 円
11月26日引落(10月分)		円	0 円
12月26日引落(11月分)		円	144,000 円
合 計			184,000 円
3. 翌年以降の掛金額の指定			
翌年【令和 8 年】以降			
引落日	掛金額		
1月26日引落(前年12月分)		円	0 円
2月26日引落(1月分)		円	0 円
3月26日引落(2月分)		円	0 円
4月26日引落(3月分)		円	0 円
5月26日引落(4月分)		円	0 円
6月26日引落(5月分)		円	120,000 円
7月26日引落(6月分)		円	0 円
8月26日引落(7月分)		円	0 円
9月26日引落(8月分)		円	0 円
10月26日引落(9月分)		円	0 円
11月26日引落(10月分)		円	0 円
12月26日引落(11月分)		円	156,000 円
合 計			276,000 円
受付金融機関に申し出た月の翌々月からの引落とします。(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落とします)			
6月受付			
受付金融機関および事務処理センター 使用欄			
令和 年 月 日			
事務処理センター			
様式第 K-030号(2024.12)			

翌年以降の6月引落分の掛金額の範囲
下限 5,000円×6ヵ月= 30,000円
上限 23,000円×6ヵ月=138,000円

新規加入を
申し出た月
の翌月は0
をご記入く
ださい。

6月引落分の掛金額の範囲について
下限 5,000円×2ヵ月=10,000円
上限 23,000円×2ヵ月=46,000円
10,000円から46,000円の範囲で
設定可能となります。

12月26日引落は
0は指定できません。

掛金額の変更については、
年1回限り可能です。

＊ P 3 D B 0 2 6 9 0 0 0 0 3 ＊

P3DB0269000-003(2024.12)